

「第 8 次徳島県保健医療計画」（案）について

1 計画（策定・改定）の趣旨

医療機能の分化・連携を推進し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、医療法第 30 条の 4 に基づき、徳島県保健医療計画を策定している。

現計画（第 7 次計画）の策定から 6 年が経過し、急速な高齢化の進展による医療需要の急増が見込まれる中、県民にとって過不足のない医療サービスを提供するため、「第 8 次徳島県保健医療計画」の策定を行うこととした。

2 基本理念

県民一人ひとりの状態に適応した保健・医療・介護サービスが提供され、行き場のない患者を生み出さず、全ての県民が安心して暮らせる徳島づくり

3 主な施策

（1）保健医療提供体制

- ・ 5 疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
- ・ 6 事業：救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療、
新興感染症発生・まん延時における医療、へき地医療
- ・ 在宅医療

（2）病床の整備を図るべき区域の設定、基準病床数

（3）地域医療構想

（4）保健医療従事者の養成・確保

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師 等

（5）外来医療に係る医療提供体制の確保 など

4 11月議会報告（素案）からの主な変更点

（1）5 疾病・6 事業及び在宅医療の効率的・効果的な医療連携体制の構築

- ・ がんの医療体制について、「医科歯科連携」を追記
- ・ 在宅医療体制の整備について、在宅医療の需要推計を追記

（2）地域医療構想の実現に向けた取組

- ・ 地域医療構想の進捗状況について追記

（3）保健医療従事者の計画的な養成・確保

- ・ 医師確保に向けた県の新たな施策の方向性等について追記